

みえ愛の郷ショートステイサービス 運営規程概要

1. 運営方針

- ① 当事業所は、要介護者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の維持回復及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- ② 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 運営法人等

- ① 運営法人 社会福祉法人長崎愛心会
- ② 事業所の名称 みえ愛の郷ショートステイサービス
- ③ 所在地 長崎市三京町8 1 1 番地 1 6

3. 従業者の体制

- ① 管理者 1名（常勤・特別養護老人ホーム及びデイサービス兼務）
- ② 医師 1名（非常勤・特別養護老人ホーム兼務）
- ③ 生活相談員 1名以上（常勤・特別養護老人ホーム兼務）
- ④ 介護支援専門員 1名以上（常勤・特別養護老人ホーム兼務）
- ⑤ 看護職員 1名以上（常勤）
- ⑥ 介護職員 9名以上（常勤及び非常勤・特別養護老人ホーム兼務者含む）
- ⑦ 管理栄養士 1名以上（常勤・特別養護老人ホーム兼務）
- ⑧ 機能訓練指導員 1名以上（常勤及び非常勤・特別養護老人ホーム兼務）
- ⑨ その他の従業者 1名以上（常勤及び非常勤・特別養護老人ホーム兼務）

4. 利用定員等

定員 29名で1ユニット10名と9名の3ユニット及び特別養護老人ホームの空床を利用します。

5. 事業所サービスの内容

- ① 入浴、清拭による清潔の保持
- ② 排泄の自立援助
- ③ 離床、着替え、整容その他日常生活の世話
- ④ 食事の提供及び栄養管理
- ⑤ 生活機能の改善又は保持のための機能訓練
- ⑥ 健康管理
- ⑦ 家族に対する相談、助言等の援助
- ⑧ その他のレクリエーション、行事等のサービスの提供
- ⑨ 送迎

6. 利用料及びその他の費用

- ① 事業所の利用料は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の額です。

- ② ①の他、滞在費、食費、通常の送迎実施地域を越えて行う送迎にかかる費用その他事業所において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となる費用であって、利用者負担が適当と認められるものをお支払いいただきます。
- ③ 上記利用料等は別紙「みえ愛の郷ショートステイサービス 利用料金表」のとおりです。

7. 通常の送迎の実施地域

通常の送迎の実施地域は、長崎市の三重地区を中心とした琴海地区・滑石地区・式見地区までの範囲と時津町、長与町の一部とします。

8. 事業所利用にあたっての留意事項

- ① 健康状態に異常がある場合やサービス利用中に気分が悪くなったときは申し出て下さい。
- ② 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないで下さい。
- ③ 建物、備品その他の器具を破損、又は持ち出さないで下さい。
- ④ けんか・口論又は暴力行為等の他人の迷惑となる行為をしないで下さい。
- ⑤ 所定の場所と時間以外で飲酒しないで下さい。
- ⑥ 危険物を持ち込まないで下さい。
- ⑦ その他、管理者が定めた事項をお守り下さい。

管理者は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、所定の手続によりサービス提供の中止等の措置を行います。

- ① 事業所の秩序を乱す行為をしたとき
- ② 偽りその他不正の手段によって介護保険給付を受け、又は受けようとしたとき
- ③ 故意にこの規程等に違反したとき

9. 緊急時等における対応方法

- ① 利用者の病状の急変等必要な場合には、事業所は速やかに家族及び主治医又は事業所の協力医療機関等への連絡等必要な措置を講じます。
- ② 非常災害に関する計画を作成し、防火管理者又は火気消防等についての責任者を定めるとともに、非常災害に備えるために年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

10. 職員研修

事業所の従業者の資質の向上を図るため、入職時研修の他継続的に研修を行います。

11. 秘密の保持

事業所の従業者は、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を、従業者である期間はもちろん従業者でなくなった後も保持します。

12. 身体拘束の制限

- ① 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。
- ② やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由及びその態様、時間を記録します。

13. その他

運営規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人長崎愛心会と事業所管理者との協議に基づいて定めます。